

第1条 (会員)

本人会員は、つかしんメンバーズカード会員特約（以下「本特約」といいます）及びカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条 (対象クレジットカード)

本特約は、グンゼタウンセンターつかしん（グンゼ開発株式会社）（以下「提携会社」といいます）と提携して当社が発行するつかしんメンバーズカード（以下「カード」といいます）に適用する特約となります。

第3条 (提携会社におけるカードショッピングの支払方式)

提携会社および提携会社と特約する加盟店におけるカードショッピングの支払方式は、カード会員規約の定めにかかわらず、別表の通りとします。但し、商品・サービスにより、支払方式の一部が利用できない場合、また支払回数、支払期間、手数料、支払月が異なる場合があります。

第4条 (規約の適用等)

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、カード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) カード会員規約第6条の規定は、本特約を変更する場合にこれを準用します。
- (3) 本特約において使用する用語の意義は、本特約において特段の定めがない限りカード会員規約に従うものとします。

別表

提携会社におけるカードショッピングの取引条件

(1)1 回払い、2 回払い、分割払い							
支払回数 (回)	1	2	3	5	6	10	12
支払期間 (ヵ月)	1	2	3	5	6	10	12
手数料率 (実質年率) (%)	0.00	0.00	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73
利用代金 100 円あたりの手数料の額 (円)	0.00	0.00	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16
支払回数 (回)	15	18	20	24			
支払期間 (ヵ月)	15	18	20	24			
手数料率 (実質年率) (%)	14.87	14.93	14.95	14.96			
利用代金 100 円あたりの手数料の額 (円)	10.20	12.24	13.60	16.32			
<p>・支払総額は、カードショッピングの利用代金に上記の手数料を加算した金額となります。</p> <p>・分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割支払額の単位は 100 円とし、端数が発生する場合は初回に算入します。</p> <p>・1 回払いには、事務処理上の都合によりカード利用日から支払日が 2 ヶ月を超えるものを含まず。</p>							
支払総額の具体的算定例	<p>カードショッピングの利用代金が 100,000 円、10 回払い (頭金なし) の場合</p> <p>・手数料 100,000 円×(6.80 円÷100 円) =6,800 円</p> <p>・支払総額 100,000 円+6,800 円=106,800 円</p>						
(2) ボーナス払い							
支払回数 (回)	ボーナス一括						
支払期間 (ヵ月)	1~8						
手数料率 (実質年率) (%)	0.00						
利用代金 100 円あたりの手数料の額 (円)	0.00						
<p>・ボーナス一括払い</p> <p>会員は会員の指定月 (取扱期間 12/1~6/30 : 夏期 6 月・7 月・8 月、取扱期間 7/1~11/30 : 冬期 12 月・1 月のいずれかの月) に一括して支払うものとします。</p>							
(3) ボーナス併用分割払い							
<p>・支払総額 : カードショッピングの利用代金に分割払手数料を加算した金額となります。</p> <p>・ボーナス支払月 : 夏期 6 月・7 月・8 月、冬期 12 月・1 月 (但し、一部加盟店において会員が指定する場合を除く) のいずれかの月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。</p> <p>・ボーナス加算額合計 : カードショッピングの利用代金の 50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割 (但し、ボーナス支払月の加算額は 1,000 円単位で均等分割できる金額とする) し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。</p> <p>※理由のいかんを問わず、初回から最終回までの支払期日にボーナス月の支払期日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しなかったものとして取扱います。</p> <p>※ボーナス併用分割払いの手数料率は、(1)の「分割払い」の手数料率と異なる場合があります。</p>							
(4) リボルビング払い							
弁済の時期	弁済の方式		手数料率 (実質年率)				
毎月 27 日	定額 リボルビング払い (手数料 With-out 方式)		15.00% 但し、別途当社が決定し通知する手数料率がこれと異なる場合には当該通知した手数料率とします。				
弁済金の額の算定方法							

毎月の弁済金は、支払コースとして指定した毎月の支払元金(但し、リボルビング利用残高が支払コースで指定した毎月の支払元金以下となる場合はリボルビング残高全額)に手数料を加算した金額とします。

支払コース(毎月の支払元金)

5,000円コース

10,000円コース

- ・支払コースは、カード申込み時に当社にて指定した5,000円コース又は10,000円コースとします。
- ・当社が認めた場合、希望により他の支払コースに変更できます。
- ・当社の承認を得て、毎月の支払元金を増額することができます。

弁済金の額の具体的算定例

(10,000円コースの場合)

締切日のリボルビング利用残高が100,000円であるとき

- ・利用残高 100,000円
- ・元本充当分 10,000円(定額)
- ・手数料充当分 $100,000円 \times 15.00\% \div 12ヶ月 = 1,250円$
- ・弁済金 $10,000円 + 1,250円 = 11,250円$

(5) 日本国外で利用した場合の支払方式

原則として1回払いとします。

但し、当社が定める日までに会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、「リボルビング払い」又は「分割払い」を指定することができます。

(6) カードショッピングの利用代金の締切日・支払日

- ・カードショッピングの利用代金の「締切日」は毎月末日とし、締切日を含む月の翌月の27日を第1回目の「支払日」、以降毎月27日を第2回目以降の「支払日」として、本人会員は分割支払額又は弁済金を支払うものとします。尚、当日が金融機関休業日の場合には翌営業日を「支払日」とします。
- ・支払方式又は事務処理上の都合により、締切日を含む月の翌々月以降の27日からの支払となる場合があります。

(7) 支払期日

当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月27日を「支払期日」とします。

(8) カード等の利用に関する特約は下表の通りとします。

①カード紛失・盗難保険に関する事項	カード会員規約第11条をご確認ください。
②年会費に関する事項	カード会員規約第4条をご確認ください。
③カード・カード情報の保管、管理に関する事項	カード会員規約第7条をご確認ください。
④カード・カード情報が第三者によって利用された場合の利用者の責任に関する事項	カード会員規約第10条をご確認ください。
⑤取引条件の変更に関する事項	カード会員規約第6条、第16条をご確認ください。

書面記載事項

(1) 見本、カタログ等の現物の相違による契約の解除

カード会員規約第22条をご確認ください。

(2) 遅延損害金の計算方法

	カードショッピングの支払金の支払を遅滞した場合	期限の利益を喪失した場合
2回払い 分割払い	支払期日の翌日から支払済みに至るまで、当該支払金に対し年14.6%を乗じた額とカード	期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、カードショッピングの支払金の残金全

ボーナス払い ボーナス併用分割払い	ショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額	額に対し法定利率を乗じた額
1回払い リボルビング払い	支払期日の翌日から支払済みに至るまで、当該支払金に対し年 14.6%を乗じた額	期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年 14.6%を乗じた額
年 365 日(閏年は年 366 日) の日割計算		
(3) 期限の利益の喪失		
カード会員規約第 25 条をご確認ください。		
(4) 債務の弁済に要する費用として手数料以外に購入者から徴求する費用		
<p>・本人会員は、カードショッピングの支払金等の支払を遅延し当社が以下の各号のいずれかの手続きを行った場合は、回収事務手数料として 210 円(税込)を支払うものとします。</p> <p>①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合</p> <p>②本人会員宛に振込用紙を送付した場合</p> <p>③本人会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合</p> <p>・会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は本人会員に対し、カードの再発行手数料 1,100 円(税込)を請求することができます。</p>		
(5) 商品の所有権の留保に関する事項		
カード会員規約第 18 条をご確認ください。		
(6) 早期完済の特約に関する事項		
本人会員が、当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払った場合は、本人会員は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。但し、リボルビング払いの場合はこの限りではありません。		
(7) 管轄裁判所に関する事項		
カード会員規約第 31 条をご確認ください。		

※上記以外の記載事項は「カードご利用明細」をご確認ください。

※包括信用購入あっせん業者の名称及び相談窓口はカード会員規約の末尾をご確認ください。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15